

令和5年5月開催の説明会でいただいたご意見に対する  
現在の市の考え方

■計画（案）の進め方について

1. 建物の建設にあたって、保護者の要望を聞き取りする機会はどのようになるか。  
→ 説明会を設けた際の法人の出席は、運営条件で謳っているため、タイミングを計って説明会や保護者の意見を伺う機会を設けます。
2. 運営後の保護者アンケートはどのように実施するのか。  
→ 保護者アンケートについては毎年の実施を義務づける方向で考えています。また、自己評価については、アンケートを取った上で行うという文言を運営条件に追加します。
3. 公私連携法人を決める過程を公開するか。  
→ 公募に際しての募集・運営条件の検討については公開することは可能と考えますが、法人選定の過程を知らせることは、法人が持つ独自のノウハウ（著作権）を一般に知らしめることになるので、難しいと考えます。法人の審査に関しては保護者の代表者に審査委員として入っていただいていますので、その方の意見を伺って事業者の選定を進めていくこととなります。

■再編（案）に対する意見

4. 現状の確保ではなく今回の再編により犠牲となる保護者にメリットがあるような内容にしてほしい。  
→ できる限り現状が維持できるよう配慮を行いますので、ご理解をお願いします。
5. 公立から民間業者の運営に変わることによるデメリットを示してほしい。  
→ 新たな負担が生じるのではないか、どういう教育・保育がされるのか、先生の配置が充分であるのかといった不安をお持ちのことと思いますが、事業者・保護者・市との三者協議会の開催等、市の関与により、従来の市の運営と変わらないよう助言指導してまいります。
6. 今後の協議の場として、説明会ではなく意見交換会を開いてほしい。

→ 実際の運営・実施にかかる意見交換会は、こども・健康スポーツ部を中心に随時行っていきます。

7. 今回の再編については、段階的に公立の認定こども園として開園後、次の段階として認定こども園を民間の運営にする。最後に認定こども園に耳成西幼稚園を統合するというような段階を踏んだものにしてほしい。

→ 現計画のまま進めたいと考えます。

(現在の建物で公立認定こども園をした場合には、民間へ移行する時まで建て替えできないため建て替え時期が遅れてしまいます。

認定こども園の運営をしながらの建て替えになれば、工事中の保育場所の確保は難しく、そのような状況での民間への移行となれば、さらなる混乱が予想されます。

また、市で先に建て替えすることになると市の負担が増え、民間のノウハウが活かされないとも考えられます。)

#### ■公私連携幼保連携型認定こども園の諸課題に関する意見

##### 【預かり保育】

8. 預かり保育のお迎え時間が、距離が遠くなり遅れることも考えられるので、そのあたりの配慮をしてほしい。

→ 時間的な配慮をいただくよう事業者には依頼します。

9. 1号認定児の土曜日の預かり保育はどうなるか。

→ 他園の状況からニーズも少ないようなので、行う予定はありません。

##### 【通園支援等】

10. 通園支援のコース、行き先、手段の具体的な検討をしてほしい。

→ 1号認定のお子さんが、園区内で公立幼稚園やそれに準ずるこども園に通えない場合に通園支援を行います。

通園支援の実施に当たっては、ニーズ調査を行った上で検討を行い決定します。コースはあくまでも幼稚園から幼稚園までとします。(閉園している場合は跡地付近)。

令和9年度以降の耳成西幼稚園からの通園支援については、新たに整備する認定こども園へのコースに、公立幼稚園へのコースも加える方向で検討していますが、現時点で行き先がどの幼稚園になるかは未定です。

11. 預かり保育利用時の通園支援はどうなるか。

→ 通園支援は必要と考えますが、その運用方法については、ニーズ調査を行った上で検討を進めていきます。

12. 地震の時などのお迎えが行きにくいときはどのように対応するのか。

→ 警報・地震などイレギュラーな場合は、保護者の方に園へのお迎えを直接お願いします。

13. 通園時間から（一斉）保育開始時間までのスケジュールはどうなるか。

→ 通園時間については、通園バスの運行上これまでより早く集合場所（校区幼稚園）に来ていただく必要がありますが、8時30分～9時の間での通園バスを走らせ、大きな影響が出ないように配慮します。

14. 通園バスでの送迎となるため、これまでより早い時間に通園する必要があるのではないか。デメリットをリストアップして提示してほしい。

→ デメリットとしては、バス移動のため早く家を出る必要があったり、保護者が園の保育士等と顔を合わせる機会が少なくなること等は考えられますが、事業者と協議し、運用面での工夫を行ってまいります。

#### 【その他】

15. 福祉避難所の機能はどうなるか？ きちんと確保した上で実施してほしい。

→ 現実の福祉避難所としての動きとしては、指定避難所に避難していただく上で、必要であれば協定を結んでいる福祉施設に避難していただくこととなっているので、その運用は、指定避難所として小学校の体育館がなくなる限りこれまでと変わりません。

16. 認定こども園で週休日に2号の預かり保育をしている中でのイベント実施及び地域との交流の在り方についてはどのように対応するか。

→ 地域交流は、運営条件でも提示しており、認定こども園の運営に際しては考慮するように指導します。